

# 無保険ライダーは、 無責任ライダーだ。

業務で従業員が自転車事故を起こした場合、使用者責任となり、個人の保険では補償されません。

また、観光客などのレンタサイクル利用者が自転車事故を起こした場合に備え、レンタサイクル事業者（宿泊施設等の無料貸出を含む）の方は自転車保険に加入するとともに、利用者に対して保険内容を説明してください。

## 事業者・レンタ サイクル事業者は、平成29年10月1日より 自転車保険義務化へ。

自転車保険について詳しくは [京都 自転車保険 加入義務化](#) [検索](#) または0570-001-382<sup>※1</sup> [午前9時～午後6時  
<sup>※2</sup> (土日祝及び年末年始を除く)]

※1 IP電話や一部携帯電話をご使用の場合、つながらない事がありますので、その時は、018-803-7765(※2)におかけください。※2 通話料金がかかります。



# 事業者向け保険に加入してください。

**ご注意ください! 業務中の自転車事故は、個人で入っている  
保険(個人賠償責任保険等)では補償の対象外となります!**

個人賠償責任保険の補償範囲と、施設賠償責任保険の補償範囲は、異なります。  
従業員が業務中に自転車を使う場合は、施設賠償責任保険等への加入による備えが必要です。

| 朝  | 昼  | 夕刻   |
|--|--|--|
|  <b>個人生活にかける保険<br/>(従業員が加入)</b> |  <b>事業活動にかける保険<br/>(事業者が加入)</b> |  <b>個人生活にかける保険<br/>(従業員が加入)</b> |
| ・従業員の通勤自転車事故   | ・業務中の自転車事故   | ・従業員の通勤自転車事故   |
|                                |                                |                                |
| 通勤中(行き)  | 業務中  | 通勤中(帰り)  |
| <b>個人賠償<br/>責任保険 対象</b>  | <b>施設賠償<br/>責任保険 対象</b>  | <b>個人賠償<br/>責任保険 対象</b>  |
| 例) 通勤途中の事故<br><small>基本は個人責任ですが、業務に関連していると<br/>使用者責任になる場合もあります。</small>  | 例) 従業員による業務中の事故*<br><small>基本的に使用者責任となります。</small>   | 例) 通勤途中の事故   |

※個人賠償責任保険では免責に該当します。

## 業務利用の例

1. 配達業者が荷物を自転車で配達
2. 飲食店の従業員が出前で自転車を利用
3. 事業者の従業員が業務(おつかい等含む)で自転車を利用

上記事例は一般的な個人賠償責任保険と施設賠償責任保険の補償内容について示したものです。  
実際に加入されている保険の補償の範囲につきましては、保険証券を確認いただくか、保険会社または代理店にお問い合わせください。



きょうと自転車保険専用コールセンター(通話料金がかかります。)

# 0570-001-382<sup>\*</sup>

午前9時～午後6時  
(土日祝及び年末年始を除く)

※IP電話や一部携帯電話をご使用の場合、つながらない事がありますので、その時は、018-803-7765におかけください。

さらに詳しい情報はホームページをご確認ください

京都 自転車保険 加入義務化

検索

京都府・京都市は、連携して自転車保険の加入促進に取り組んでいます。